

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-14
処分の種類	法令等の違反に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第124条第1項			
処分の概要	組合の業務又は会計が法令等に違反すると認められるときは、当該組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法 (法令等の違反に対する措置) 第二百二十四条 行政庁は、第二百二十二条の規定による報告を徴した場合又は第二百二十三条の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			